

平成 25 年度第 5 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 25 年度第 5 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 26 年 1 月 31 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 17 名
(事務局) 5 名
欠席委員 4 名

3. 議案

議案第 15 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (6 件)

議案第 16 号…非農地証明願の審議について (2 件)

その他

開会 午後 9 時 30 分

事務局長 (●●) 平成 25 年度第 5 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 17 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (6 番 ●●委員 7 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 15 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 21 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●の●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●の●●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、全部で 7 筆あり、●●字●●●番 面積 88 m²

同所同字●●番	面積 594 m ²
●●字●●●番	面積 126 m ²
同所同字●●番	面積 131 m ²
同所同字●●番	面積 529 m ²
●●字●●●番	面積 95 m ²
同所同字●●番	面積 34 m ²
合計	面積 1,597 m ²

地目は、7筆とも台帳・現況共に 畑となっています。

譲渡理由は、親から子への贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月26日、譲受人が現地にいけないとのことだったので、電話での確認。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第22号（貸借権）及び受付第23号（使用貸借）及び受付第24号（使用貸借）

[議長]

借人が同一であるため、受付22号から24号までを一括して説明するよう指示。

[事務局 ●●説明]

まず受付22について

貸人は、仁淀川町●●●の●●さん、●●歳、●●

借人は、仁淀川町●●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、全部で6筆あり、●●字●●番 面積 1,023 m²

同所同字●●番 面積 523 m²

同所同字●●番 面積 1,072 m²

同所同字●●番 面積 81 m²

同所同字●●番 面積 1,154 m²

以上5筆は台帳・現況ともに畑。

続いて残り1筆の所在は、●●字●●●番 面積 468 m² 台帳は山林、現況は畑となっております。

以上6筆の合計面積は4,321 m²

譲渡理由は、貸借権による5年間の設定となっています。

次に、受付23について

貸人は、●●●の●●●さん、●●歳、●●

借人は、同じ。

土地の所在は、全部で5筆あり、

1筆は、●●字●●番 面積435 m² 台帳は山林、現況は畑。

残り4筆は、●●字●●番 面積88 m²

同所同字●●番 面積84 m²

同所同字●●番 面積1,857 m²

同所同字●●番 面積1,244 m²

以上4筆は台帳・現況ともに畑となっております。

5筆の合計面積は、3,708 m²です。

譲渡理由は、使用貸借による5年間の設定となっております。

最後に、受付24について

貸人は、●●●の●●●さん、●●歳、●●

借人は同じ。

土地の所在は、●●字●●番 面積251 m²

同所同字●●番 面積75 m²

同所字●●番 面積770 m²

●●字●●番 面積1,657 m²

合計面積2,753 m²

4筆とも台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は使用貸借による10年の設定です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月29日に借人の母●●さんと、借人の兄●●くんと事務局●●さんの立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、地目が2カ所山林になっているが、おおむね畑となっており、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、平日は●●に勤めているが、土・日・祝日には家族の協力も得て耕作することが可能な為、取得後3年間以上耕作をすることは間違いありません。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

まず受付 22 について、採決をとり、全員賛成により許可と決定する。
次に受付 23 について、採決をとり、全員賛成により許可と決定する。
最後に受付 24 について、採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 25 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●番地の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●●番 面積 164 m²

同所字●●番 面積 461 m²

合計面積は 625 m²で、2筆とも台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月25日に、譲渡人の●●さん、譲受人の●●さん両人立会のもと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 26 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、●●番地●●号の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、●●番地の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●●番地、台帳は田、現況は畑、面積 518 m²

同所同字 395 番、台帳・現況ともに畑、面積 43 m²

合計面積 561 m²

譲渡理由は、売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月21日に、現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第16号

(非農地証明願の審議について)

○受付第6号

[事務局 ●●説明]

申請人は、●●●●の●●さん

土地の所在は、仁淀川町●●字●●●番、台帳は畑、現況は山林 面積 525 m²
転用された時期は昭和40年

転用理由及び現在の状況について

中山間地域の営農形態の変化により、昭和40年頃に植林を行い現在に至る。現地の状況は二枚めくったページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●委員]

12月3日に事務局●●さん立会のもと現地確認を行いました。写真のと通りの状況で、農地への復旧は不可能と思われるので、認めます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第7号

[事務局 ●●説明]

申請人は、●●●番地の●●●さん。

土地の所在は仁淀川町●●字●●●番地 面積 828 m²

同所同字●●番 面積 115 m²

同所同字●●番 面積 695 m²

同所同字●●番 面積 110 m²

同所同字●●番 面積 799 m²

合計面積 2,547 m²

どちらも台帳は畑、現況は山林となっております。

転用された時期は平成8年

転用理由及び現在の状況について

町の特産品として桜ゼリーを商品化し、材料の桜の花びらを採取するために桜を植栽し採取していたが、地元●●地区で採取が可能となったため、平成8年から放置した状態で山林となり現在に至る。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を1月29日に所有者である●●の●●さん、事務局●●さん立会のもと行いました。現地は、写真のとおり、平成8年頃から耕作放棄をしたとみられ、現在は桜の木が大きくなっており山林となっています。町で草刈りはしているものの、今後肥培管理をするなど農地として耕作する見込みはないと思われます。以上により問題ないと判断します。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

その他

- ・農業新聞について、一人一部は購読していただくようお願いする。
- ・農業委員会委員選挙人名簿の登載申請の審査のお願い。
- ・農業委員の県外研修について
増加する鳥獣被害対策の為、研修先の候補として島根県美郷町を提案。

[会 長] 以上で平成25年度第5回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員